

下 関 市 告 示 第 5 4 7 号
令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 3 日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 0 条の 2 及び下関市税条例(平成 1 7 年条例第 8 8 号)第 1 8 条の規定により公示する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

記

1、送達すべき書類

地方税法第 1 3 条の 2 第 1 項に規定する調書

2、送達を受けるべき者

加藤 和吉

3、その他

送達できなかった書類は、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

以上

(掲載期限：令和 8 年 (2026 年) 7 月 2 0 日まで)